

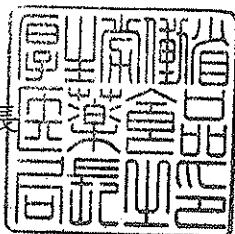


薬食発第0510001号

平成18年5月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事が行う薬事法の規定による品目ごとの承認に係る医薬品の有効成分を指定する件の一部改正及び薬局製剤指針の一部改正について

薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、昭和55年9月27日厚生省告示第169号（以下「告示」という。）に定める有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下「薬局製造販売医薬品」という。）に係る承認・許可に関する取扱いについては、昭和55年10月9日薬発第1337号薬務局長通知（以下「局長通知」という。）により示されているところですが、今般、告示の一部が別添のとおり改正され、これに伴い、局長通知別添の薬局製剤指針の一部を下記2.（1）のとおり改正することとしましたので、貴管下関係業者に対し指導方御配慮願います。

記

1. 告示改正の概要

- (1) 次の題名を付したこと。

薬事法施行令第三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分

- (2) 血圧降下薬の項を削除したこと。

- (3) 耳鼻科用薬及び鎮咳去痰薬の項の塩酸フェニルプロパノールアミンを削除し、塩酸プロソイドエフェドリンを追加したこと。

2. 薬局製剤指針の一部改正等

- (1) 局長通知別添の「薬局製剤指針」の一部を次のように改正する。

山梨県 衛生薬務課
18.5.19
衛薬 第 号

医薬品各条の【24】抗ヒスタミン薬3-①の条を次のように改める。

【24】 抗ヒスタミン薬3-②

成 分 及 び 分 量 又 は 本 質	局 外 規	塩酸プソイドエフェドリン	0.18 g
	日本薬局方	酒石酸アリメマジン	0.005 g
	日本薬局方	カフェイン	0.15 g
	日本薬局方	カンゾウ末	1.5 g
	賦形剤 日本薬局方	デンプン、乳糖又はこれらの混合物	適 量
		全 量	3.0 g
製 造 方 法	以上をとり、散剤の製法により製する。ただし、分包散剤とする。 酒石酸アリメマジンに替えて、酒石酸アリメマジン100倍散を用いてもよい。		
用 法 及 び 用 量	1回量を次のとおりとし、1日3回、食後服用する。服用間隔は4時間以上おくこと。 大人（15才以上）1包1.0g、11才以上15才未満 大人の2/3、7才以上11才未満 大人の1/2、3才以上7才未満 大人の1/3		
効 能 又 は 効 果	急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎による次の諸症状の緩和：くしゃみ、鼻水（鼻汁過多）、鼻づまり、なみだ目、のどの痛み、頭重（頭が重い）		
貯 藏 方 法 及 び 有 効 期 限	遮光した密閉容器		
規 格 及 び 試 験 方 法	別記のとおり		
備 考			

規格及び試験方法

本品は定量するとき、塩酸プソイドエフェドリン ($C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$: 201.69) 5.4 ~ 6.6%、酒石酸アリメマジン [$(C_{18}H_{22}N_2S)_2 \cdot C_4H_6O_6$: 746.99] 0.15 ~ 0.18%及びカフェイン ($C_8H_{10}N_4O_2$: 194.19) 4.5 ~ 5.5%を含む。

性 状 本品は淡灰褐色の粉末である。

確認試験 (1) 本品 1.0g にメタノール 5mL を加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。

別に塩酸プソイドエフェドリン 0.06g をメタノール 5mL に溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液および標準溶液 10 μ L ずつを薄層クロマ

トグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に酢酸エチル・エタノール・強アンモニア水混液（15：5：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち1個のスポットは、標準溶液から得たスポットと色調及びRf値が等しい。

(2) 本品0.5gにメタノール5mLを加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に酒石酸アリメマジン1mg及びカフェイン0.02gをそれぞれメタノール5mLに溶かし、標準溶液(1)及び標準溶液(2)とし、グリチルリチン酸5mgをメタノール3mLに溶かして標準溶液(3)とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液10μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次にn-ブタノール・水・氷酢酸混液（7：2：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち3個のスポットは、標準溶液(1)、標準溶液(2)及び標準溶液(3)から得たスポットと色調及びRf値が等しい。また、この薄層板にドラーゲンドルフ試液を均等に噴霧するとき、標準溶液(1)から得たスポット及びそれに対応する位置の試料溶液から得たスポットは黄赤色を呈する。

定量法 (1) 本品約1.0gを精密に量り、薄めたメタノール(1→2)20mLを加えて30分間振とうし、遠心分離して上清を分取する。沈殿物についても同様に、メタノール抽出を繰り返す。全上清液中に内部標準溶液5mLを加え、薄めたメタノール(1→2)を加えて正確に50mLとする。この液をろ過し、最初の10mLを除いた次のろ液を試料溶液とする。別に定量用酒石酸アリメマジン約0.01gを精密に量り、薄めたメタノール(1→2)に溶かし正確に25mLとする。この液5mLを正確に量り、内標準溶液5mLを正確に加える。この液に定量用塩酸プソイドエフェドリン約0.06gを精密に量って加え、更に薄めたメタノール(1→2)を加えて50mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液10μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行い、内標準物質のピーク面積に対する塩酸プソイドエフェドリン及び酒石酸アリメマジンのピーク面積の比Q_{Ta}、Q_{Tb}、Q_{Sa}及びQ_{Sb}を求める。

塩酸プソイドエフェドリン(C₁₀H₁₅NO·HCl)の量(mg)

$$= \frac{Q_{Ta}}{Q_{Sa}} \times \text{定量用塩酸プソイドエフェドリンの量(mg)}$$

酒石酸アリメマジン[(C₁₈H₂₂N₂S)₂·C₄H₆O₆]の量(mg)

$$= \frac{Q_{Tb}}{Q_{Sb}} \times \frac{1}{5} \times \text{定量用酒石酸アリメマジンの量(mg)}$$

内標準溶液 パラオキシ安息香酸n-ヘキシルのメタノール溶液(1→8000)

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：254nm）

カラム：内径約4mm、長さ15～25cmのステンレス管に5～10μmのオクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：ドデシル硫酸ナトリウム2gを水1000mLに溶かす。この液300mLにメタノール700mL加える。

流量：塩酸プソイドエフェドリンの保持時間が約5分になるように調整する。

カラムの選定：標準溶液 $10\text{ }\mu\text{L}$ につき、上記の条件で操作するととき、塩酸プソイドエフェドリン、パラオキシ安息香酸 n -ヘキシル、酒石酸アリメマジンの順に溶出し、それぞれのピークが完全に分離するものを用いる。

(2) 本品約 0.1g を精密に量り、メタノール 30mL を加えて10分間振り混ぜた後、内標準溶液 5mL を正確に加えた後、更に薄めたメタノールを加えて 50mL とする。この液をろ過し、初めのろ液 10mL を除き、次のろ液を試料溶液とする。別に定量用カフェイン約 0.025g を精密に量り、メタノールに溶かして正確に 25mL とする。この液 5mL を正確に量り、内標準溶液 5mL を正確に加えた後、メタノールを加えて 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 $10\text{ }\mu\text{L}$ につき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行い、内標準物質のピーク面積に対するカフェインのピーク面積の比 Q_T 及び Q_S を求める。

カフェイン($\text{C}_8\text{H}_{10}\text{N}_4\text{O}_2$)の量(mg)

$$= \frac{Q_T}{Q_S} \times \frac{1}{5} \times 1.0928$$

内標準溶液 サリチルアミドのメタノール溶液(1→200)

抽出条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：275nm)

カラム：内径約 4mm 、長さ $15\sim 25\text{cm}$ のステンレス管に $5\sim 10\text{ }\mu\text{m}$ のオクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：メタノール・水混液(7:3)

流量：カフェインの保持時間が約5分になるように調整する。

カラムの選定：標準溶液 $10\text{ }\mu\text{L}$ につき、上記の条件で操作するととき、カフェイン、サリチルアミドの順に溶出し、それぞれのピークが完全に分離するものを用いる。

医薬品各条の【26】抗ヒスタミン薬5-①の条を次のように改める。

【26】 抗ヒスタミン薬5-②

成 分 及 び 分 量 又 は 本 質	日本薬局方 d-マレイン酸クロルフェニラミン	0.006 g
	日本薬局方 ロートエキス散	0.6 g
	局 外 規 塩酸プソイドエフェドリン	0.18 g
	別紙規格 グリチルリチン酸	0.2 g
	日本薬局方 カフェイン	0.15 g
	賦形剤 日本薬局方 デンプン、乳糖又はこれらの混合物	適 量
	全 量	3.0 g
製 造 方 法	以上をとり、散剤の製法により製する。ただし、分包散剤とする。	
用 法 及 び 用 量	1回量を次のとおりとし、1日3回、食後服用する。服用間隔は4時間以上おくこと。 大人(15才以上) 1包1.0 g, 11才以上15才未満 大人の2/3, 7才以上11才未満 大人の1/2, 3才以上7才未満 大人の1/3	
効 能 又 は 効 果	急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は副鼻腔炎による次の諸症状の緩和：くしゃみ、鼻水(鼻汁過多)、鼻づまり、なみだ目、のどの痛み、頭重(頭が重い)	
貯 藏 方 法 及 び 有 効 期 限	遮光した密閉容器	
規 格 及 び 試 験 方 法	別記のとおり	
備 考		

規格及び試験方法

本品は定量するとき、d-マレイン酸クロルフェニラミン ($C_{16}H_{19}ClN_2 \cdot C_6H_4O_4$: 390.87) 0.18 ~ 0.22 %、塩酸プソイドエフェドリン ($C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$: 201.69) 5.4 ~ 6.6%、グリチルリチン酸 ($C_{22}H_{62}O_{16}$: 822.94) 6.0 ~ 7.3 %及びカフェイン ($C_8H_{10}N_4O_2$: 194.19) 4.5 ~ 5.5 %を含む。

性 状 本品は淡灰褐色の粉末である。

確認試験 (1) 本品 1.0g にメタノール 5mL を加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。

別に d-マレイン酸クロルフェニラミン 2mg、塩酸プソイドエフェドリン 0.06g 及びカフェイン 0.05g をそれぞれメタノール 5mL に溶かし、標準溶液(1)、標準溶液(2)及び標準溶液(3)とする。これらの

液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $10 \mu L$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に酢酸エチル・エタノール・強アンモニア水混液（15：5：1）を展開溶媒として約 10cm 展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長 254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち 3 個のスポットは、標準溶液(1)、標準溶液(2)及び標準溶液(3)から得たスポットと色調及び Rf 値が等しい。また、この薄層板にドーラゲンドルフ試液を均等に噴霧するとき、標準溶液(1)から得たスポット及びそれに対応する位置の試料溶液から得たスポットは黄赤色を呈する。

(2) 本品 2.0g に水 80mL を加えて 10 分間振り混ぜた後、ろ過する。ろ液を分液漏斗に移し、アンモニア試液を加えて弱アルカリ性とし、直ちにエーテル 30mL を加えて振り混ぜる。エーテル層を分取し、無水硫酸ナトリウム 3g を加えて振り混ぜた後、ろ過する。ろ液を蒸発乾固し、残留物をエタノール 5mL に溶かし、試料溶液とする。別に硫酸アトロピン 5mg をエタノール 3mL に溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $10 \mu L$ を薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム・メタノール・アセトン・強アンモニア水混液（73：15：10：2）を展開溶媒として約 10cm 展開した後、薄層板を風乾する。これに噴霧用ドーラゲンドルフ試液を均等に噴霧するとき、試料溶液から得た 2 個のスポットのうち 1 個のスポットは、標準溶液から得た黄赤色のスポットと色調及び Rf 値が等しい。

(3) 本品 0.5g にメタノール 5mL を加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別にグリチルリチン酸 6mg をメタノール 5mL に溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $5 \mu L$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に α -ブタノール・水・冰酢酸混液（7：2：1）を展開溶媒として約 10cm 展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長 254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち 1 個のスポットは、標準溶液から得た暗紫色のスポットと色調及び Rf 値が等しい。

定量法 (1) 本品約 1.0g を精密に量り、薄めたメタノール（1→2）20mL を加えて 30 分間振とうし、遠心分離して上清を分取する。沈殿物についても同様に、メタノール抽出を繰り返す。全上清液中に内部標準溶液 5mL を加え、薄めたメタノール（1→2）を加えて正確に 50mL とする。この液をろ過し、最初の 10mL を除いた次のろ液を試料溶液とする。別に定量用マレイン酸クロルフェニラミン約 0.04g を精密に量り、薄めたメタノール（1→2）を加えて 100mL とする。この液 5mL を正確に量り、内標準溶液 5mL を正確に加える。この液に定量用塩酸プロソイドエフェドリン約 0.06g を精密に量って加え、薄めたメタノール（1→2）を加えて 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 $10 \mu L$ につき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行い、内標準物質のピーク面積に対するマレイン酸クロルフェニラミン及び塩酸プロソイドエフェドリンのピーク面積の比 Q_{Ta} 、 Q_{Tb} 、 Q_{Sa} 及び Q_{Sb} を求める。

マレイン酸クロルフェニラミン ($C_{10}H_{19}ClN_2 \cdot C_4H_4O_4$) の量 (mg)

$$= \text{定量用マレイン酸クロルフェニラミンの量 (mg)} \times \frac{Q_{Ta}}{Q_{Sa}} \times \frac{1}{20}$$

塩酸プロソイドエフェドリン ($C_{10}H_{15}NO \cdot HCl$) の量 (mg)

$$= \frac{Q_{Tb}}{Q_{Sb}}$$

内標準溶液 テレフタル酸ジエチルのメタノール溶液 (1→25000)

操作条件

検出器：紫外吸光度計（測定波長：254nm）

カラム：内径約4mm、長さ15～25cmのステンレス管に5～10μmのオクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：ドデシル硫酸ナトリウム2gを水1000mLに溶かす。この液350mLにメタノール650mLを加える。

流量：塩酸プソイドエフェドリンの保持時間が約7分になるように調整する。

カラムの選定：標準溶液10μLにつき、上記の条件で操作するとき、塩酸プソイドエフェドリン、テレフタル酸ジエチル、マレイン酸クロルフェニラミンの順に溶出し、それぞれのピークが完全に分離するものを用いる。

(2) 本品約0.1gを精密に量り、薄めたメタノール(7→10)30mLを加えて振り混ぜた後、内標準溶液5mLを正確に加え、更に薄めたメタノールを加えて正確に50mLとする。この液をろ過し、初めのろ液10mLを除き、次のろ液を試料溶液とする。別に定量用グリチルリチン酸約0.01gを精密に量り、内標準溶液5mLを正確に加えた後、薄めたメタノール(7→10)を加えて溶かし正確に50mLとし標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液10μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行い、内標準物質のピーク面積に対するグリチルリチン酸のピーク面積の比Q_T及びQ_Sを求める。

グリチルリチン酸(C₄₂H₆₂O₁₆)の量(mg)

$$= \frac{Q_T}{Q_S}$$

内標準溶液 パラオキシル安息香酸イソアミルのメタノール溶液(1→5000)

操作条件

検出器：紫外線吸光度計（測定波長：254nm）

カラム：内径約4mm、長さ15～25cmのステンレス管に5～10μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：メタノール・薄めた酢酸(1→100)(7:3)

流量：グリチルリチン酸の保持時間が約8分になるように調整する。

カラムの選定：標準溶液10μLにつき、上記の条件で操作するとき、パラオキシル安息香酸イソアミル、グリチルリチン酸の順に溶出し、それぞれのピークが完全に分離するものを用いる。

(3) 本品約0.1gを精密に量り、薄めたメタノール(1→2)30mLを加えて10分間振り混ぜた後、内標準溶液5mLを正確に加え、更に薄めたメタノール(1→2)を加えて50mLとする。この液をろ過し、初めのろ液10mLを除き、次のろ液を試料溶液とする。別に定量用カフェイン約0.025gを精密に量り、内標準溶液5mLを正確に加えた後、薄めたメタノール(1→2)を加えて溶かして50mL

とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 $10 \mu L$ につき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行い、内標準物質のピーク面積に対するカフェインのピーク面積の比 Q_T 及び Q_S を求める。

カフェイン ($C_8H_{10}N_4O_2$) の量 (mg)

$$= \frac{Q_T}{Q_S} \times 1.0928$$

内標準溶液 サリチルアミドのメタノール溶液 (1→100)

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：270nm）

カラム：内径約4mm、長さ15～25cmのステンレス管に5～10 μm のオクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：水・メタノール混液 (7:3)

流量：カフェインの保持時間が約4分になるように調整する。

カラムの選定：標準溶液 $10 \mu L$ につき、上記の条件で操作するとき、カフェイン、サリチルアミドの順に溶出し、それぞれのピークが完全に分離するものを用いる。

別紙規格

グリチルリチン酸の規格及び試験方法

本品を乾燥したものは定量するとき、グリチルリチン酸 ($C_{42}H_{62}O_{16}$) 96.0～102.0%を含む。

性状 本品は白色～微黄色の結晶性の粉末で、においはなく、特異な甘味がある。

確認試験 (1) 本品0.5gに水酸化ナトリウム試液5mLを加えて溶かし、1mol/L塩酸試液15mLを加え、10分間穏やかに煮沸した後、冷却し、ろ過する。ろ紙上の残留物は、よく水洗し、105℃で1時間乾燥する。乾燥物1mgに硫酸3mLを加え、水浴上で5分間過熱し、冷後、バニリンのエタノール溶液(1→100)2mLを加えるとき、液は濃赤紫色を呈する。

(2) (1)のろ液にナフトレゾルシン10mg及び塩酸5滴を加え、1分間穏やかに煮沸した後、5分間放置し、直ちに冷却する。この液にベンゼン3mLを加えて振り混ぜるとき、ベンゼン層は赤紫色を呈する。

pH 本品1.0gにエタノール50mL及び新たに煮沸し、冷却した水50mLを加えて溶かした液のpHは2.5～3.5である。

純度試験 (1) 溶状 本品1.0gにエタノール20mLを加えて溶かすとき、液は無色～微黄色澄明である。

(2) アンモニア 本品0.20gに熱湯20mLを加えてよく振り混ぜた後、水酸化ナトリウム試液5mLを加えて加熱するとき、発生するガスは、潤した赤色リトマス紙を青変しない。

(3) 重金属 本品2.0gをとり、硫酸少量で潤し450～500℃で強熱して灰化する。残留物に希酢酸2mLを加え、加温して溶かした後、水を加えて50mLとする。これを検液とし、試験を行う。比較液には鉛標準液2.0mLを加える(10ppm以下)。

(4) ヒ素 本品0.50gに硝酸10mL及び硫酸5mLを加え、注意しながら加熱する。液が無色～微黄

色にならないときは、冷後、時々硝酸 2～3mL ずつを追加し、液が無色～微黄色になるまで加熱する。冷後、飽和シュウ酸アンモニウム溶液 15mL を加え、白煙が発生するまで加熱する。冷後、水を加えて 20mL とする。これを検液とし、装置 B を用いる方法により試験を行う（4ppm 以下）。

乾燥減量 6.0 % 以下（1g、105 °C、1 時間）。

強熱残分 0.20 % 以下（1g）。

定量法 本品を乾燥し、その約 0.1g を精密に量り、希エタノールに溶かして 250mL とする。この液 10mL に希エタノールを加えて 100mL とする。この液につき、吸光度測定法により試験を行い、波長 252nm 付近の吸収極大の波長における吸光度 A を測定する。

$$\text{グリチルリチン酸 (C}_{42}\text{H}_{62}\text{O}_{16}) \text{ の量 (mg)} = \frac{A}{136} \times 25000$$

医薬品各条の【27】血圧降下薬1の条を削り、【39】鎮咳去痰薬12-②を次のように改める。

【39】 鎮咳去痰薬12-③

成 分 及 び 分 量 又 は 本 質	日本薬局方	ヒベンズ酸チペピジン	0.075 g
	日本薬局方	グアイフェネシン	0.3 g
	局 外 規	塩酸ブソイドエフェドリン	0.162 g
	日本薬局方	安息香酸ナトリウムカフェイン	0.3 g
	日本薬局方	キキョウ末	1.0 g
	日本薬局方	カンゾウ末	0.75 g
	賦形剤 日本薬局方	デンプン、乳糖又はこれらの混合物	適 量
		全 量	4.5 g
製 造 方 法	以上をとり、散剤の製法により製する。ただし、分包散剤とする。 ヒベンズ酸チペピジンに替えて、ヒベンズ酸チペピジン10倍散を用いてもよい。		
用 法 及 び 用 量	1回量を次のとおりとし、1日3回、4時間以上の間隔をおいて適宜服用する。 大人（15才以上）1包1.5 g, 11才以上15才未満 大人の2/3, 8才以上11才未満 大人の1/2, 5才以上8才未満 大人の1/3, 3才以上5才未満 大人の1/4		
効 能 又 は 効 果	せき、たん		
貯 藏 方 法 及 び 有 効 期 限	遮光した密閉容器		
規 格 及 び 試 験 方 法	別記のとおり		
備 考			

規格及び試験方法

性 状 本品は淡灰褐色の粉末で、味は甘い。

確認試験 (1) 本品0.5gにメタノール5mLを加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。

別にヒベンズ酸チペピジン0.01gをメタノール5mLに溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液5μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム・アセトン

・強アンモニア水混液（45：5：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち1個のスポットは、標準溶液から得たスポットと色調及びRf値が等しい。また、この薄層板に噴霧用ドラーゲンドルフ試液を均等に噴霧するとき、標準溶液から得たスポット及びそれに対応する位置の試料溶液から得たスポットは、黄赤色を呈する。

(2) 本品0.5gにメタノール5mLを加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別にグアイフェネシン0.03g、安息香酸0.015g及びカフェイン0.015gをそれぞれメタノール5mLに溶かし、標準溶液(1)、標準溶液(2)及び標準溶液(3)とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $5\text{ }\mu\text{ L}$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次にエーテル・無水エタノール・冰酢酸混液（40：10：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た3個のスポットは、標準溶液(1)、標準溶液(2)及び標準溶液(3)から得たそれぞれのスポットと色調及びRf値が等しい。また、この薄層板に噴霧用p-ジメチルアミノベンズアルデヒド試液を均等に噴霧するとき、標準溶液(1)から得たスポット及びそれに対応する位置の試料溶液から得たスポットは、淡赤紫色を呈する。

(3) 本品1.5gにメタノール5mLを加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に塩酸プソイドエフェドリン0.05gをメタノール5mLに溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $10\text{ }\mu\text{ L}$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に酢酸エチル・エタノール・強アンモニア水混液（15：5：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち1個のスポットは、標準溶液から得たスポットと色調及びRf値が等しい。

(4) 本品1.5gにメタノール30mLを加え、水浴上で10分間加温し、冷後、ろ過する。ろ液を蒸発乾固し、残留物をメタノール2mLに溶かし、試料溶液とする。別にキキョウ末0.4gにメタノール10mLを加え、水浴上で10分間加温し、冷後、ろ過する。ろ液を蒸発乾固し、残留物をメタノール2mLに溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $10\text{ }\mu\text{ L}$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム・メタノール・水混液（13：10：2）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにバニリン・硫酸溶液*を均等に噴霧し、110℃で10分間加熱するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち1個のスポットは、標準溶液から得た緑褐色のスポットと色調及びRf値が等しい。

[注] *バニリン・硫酸溶液：バニリン0.5gにメタノール25mL及び希硫酸25mLを加える。

(5) 本品1gにメタノール5mLを加えて振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別にグリチルリチン酸5mgをメタノール5mLに溶かし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 $10\text{ }\mu\text{ L}$ ずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次にn-ブタノール・水・冰酢酸混液（7：2：1）を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、試料溶液から得た数個のスポットのうち1個のスポットは、標準溶液から得たスポットと色調及びRf値が等しい。

(2) 薬局製剤指針から削除することとした品目の製造販売承認を受けている薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対しては、速やかに当該品目について昭和46年6月29日薬発第588号薬務局長通知に基づく承認整理届を提出させること。

